

(仮称) 和泉市特定の場所における路上喫煙の制限に関する条例 (素案) 募集結果概要

募集結果概要様式

- 1 意見等募集期間：令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月31日（木）
- 2 意見等提出者数：個人 27名、団体 5団体
- 3 意見等提出件数：36件
- 4 ご意見・ご提案の概要及び市の考え方（類似の意見があった場合は類似する意見を集約しております。）

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
1	条例の目的	わたしは喫煙者ですが、当該条例(素案)は、喫煙者、非喫煙者に配慮したバランスの取れた内容だと思う。 路上喫煙規制区域を指定されるとのことだが、屋外喫煙所を整備することは嬉しい限りである。	路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題ですので、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙はしないように喫煙者自ら努めていただくことが重要であると考えています。 しかしながら、本市における路上喫煙の現状を見た場合、喫煙者個々人にマナーの向上を訴えるだけでは、事態の改善は難しい状況にあると考えています。 本条例の趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、特定の場所において喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものです。 また、本条例以外に独自の受動喫煙防止条例を制定する予定はありません。
2	条例の目的	目的については一定理解するが、大阪府の条例もある中で、更に規制を強めるだけにならないよう配慮願う。	
3	条例の目的	和泉市でたばこ屋とコンビニを営んでいる。たばこを吸う人と吸わない人とは考え方が異なると思うが、互いが納得できるルール作りが必要と考える。市には多額のたばこ税の収入がある。分煙は必要だが、ゆっくりと喫煙できるスペースの設置を求める。たばこ税の一部を喫煙スペースの設置費用に使っていただきたい。	
4	条例の目的	改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例が施行され、その内容を把握していない人も多いにもかかわらず、新たなルールを追加することは、市民の混乱を招くことになる。本条例だけでなく、独自の受動喫煙防止条例を制定することを検討しているのであれば、断固として反対である。	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
5	条例の目的	<p>本条例の目的は第1条によると「市民等の安全で快適な生活環境の確保に資すること」となっており、第6条第1項では「市民等の身体、財産を保全するため」となっている。条例の概要を見ると火傷や火災防止を指すとわかるが、条例のみをみると何を指すかが分かりづらい。市民にわかりやすく誤解のないようにするため、第6条第1項の条文を「たばこの火による火傷・火災を防止するため」に修正するよう求める。</p>	
6	条例の目的	<p>わたしはたばこを販売している。本条例の制定には反対する。たばこには税金が含まれている。税金のことを考えても販売することが不可欠と考える。きちっとルールを守って喫煙できる場所と喫煙できない場所を分ければ良いと思う。</p>	<p>本条例は、公共の場所で特定の地域における路上喫煙を制限し、一定のルールを守って喫煙することを促すことにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することが目的となっています。喫煙の自由や嗜好（しこう）を一律に禁止するものではありません。</p>
7	条例の目的	<p>改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例が制定されたことにより、屋内での喫煙が厳しく規制されることになった。更に当該条例案においては、屋外でも喫煙を規制することとなっており、たばこの売上減少に拍車がかかることが火を見るより明らかである。</p> <p>たばこは合法的な嗜好品であり、長きにわたり社会に広く定着した文化であり、税収にも貢献している。平成29年度を見ても10億円(税収の4.7%)を超えるたばこ税が納付されている。様々な規制により、世間から過度な嫌悪感を抱かれ、たばこの売上げは減少の一途をたどっており、町のたばこ屋にとっては死活問題である。</p>	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
8	条例の目的	<p>「市民等の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする」とありますが、「安全で快適な、かつ健康増進の生活環境」とでも変更し、受動喫煙の健康への危害防止も目的に入れるべきと考える。健康づくり部局とも連携・協議願う。</p>	
9	条例の目的	<p>改正健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例が全面施行されておらず、効果や影響がわかっていない中で、たばこに関する新たな条例を制定することには反対する。しかしながら、本条例の目的は、「市民等の安全で快適な生活の確保」であり、これは市民等が多く集散する場所において「たばこの火の危険を防ぐ」ものであると理解する。人混みのなかで周囲の方に火傷などの危険を与えることのないように喫煙していただきたいと考えており、条例の趣旨には賛同する。</p>	<p>本条例は、受動喫煙の健康への危害防止や喫煙そのものを規制するものではなく、市民等が多く集まる場所において、火傷等を防止することにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することが目的となっています。</p>
10	路上喫煙の制限	<p>市内全域で「路上喫煙をしてはならない」と定め、規制区域を指定し、重点対象地域とするのが良いと考える。規制を担保するために、千円程度は過料を設けることが望ましいと考える。</p> <p>携帯灰皿を持っていても、ダメなことを盛り込むことを検討してほしい。</p> <p>また、路上(通路・公道)にコンビニなどが灰皿を置いているケースがあり、喫煙者の溜り場になったり、通行人に受動喫煙の危害源になったりしているので、撤去するよう指導願う。</p>	<p>他の自治体では罰則を設けている自治体もありますが、本条例は、喫煙そのものを否定するのではなく、特定の区域において、他人に迷惑や被害を与える恐れのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものですので、今のところ罰則を設ける予定はありません。</p> <p>条例を制定後、どのくらいの成果があったのかを検証のうえ、最善の施策を検討していきます。</p> <p>また、コンビニ等の私有地内での喫煙については、条例の対象外としています。</p>

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
11	加熱式たばこ	加熱式たばこは、火がついてないので、規制の対象にすべきではないと考える。ただ、ポイ捨てについては、十分な啓蒙が必要である。	加熱式たばこについては、火を使わないため火傷や火災の心配が少なく、容易に持ち帰ることが可能でポイ捨ても少ないため、現在のところ条例の規制対象とはしておりません。また、改正健康増進法においても、煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして経過措置が設けられていることから、引き続き国等の動向を注視していきます。
12	加熱式たばこ	加熱式たばこを吸っている人が増えてきていると思うが、加熱式たばこを規制することはやめていただきたい。幸い規制の対象外とのことだが、今後も継続願う。	
13	加熱式たばこ	加熱式たばこについて、対象外と考えているとのことだが、是非そう願う。昨今は加熱式たばこへの移行が進んでいる。加熱式たばこは煙もでないし、ポイ捨てもない。吸わない人に迷惑をかけることはないので、禁止対象にしないでいただきたい。	
14	加熱式たばこ	加熱式たばこを規制の対象外としていることに賛同する。加熱式たばこは火を使わないため、条例素案第6条にある「市民等の身体、財産の保全」に資するものとする。	
15	加熱式たばこ	最近加熱式たばこを買う人も増えてきており、火を使わないため火傷や火災の心配がなく、また持ち帰ることができると大変好評である。本条例の目的は市民等の安全で快適な生活環境の確保であり、火傷や火災防止のことを考えると、火を使わない加熱式たばこを規制の対象にするのであれば、目的との齟齬が生じる。加熱式たばこを規制の対象外としていることに強く賛同する。	
16	加熱式たばこ	加熱式たばこも加熱しており、エアロゾルが発生し、受動喫煙の危害があるので対象に含めるべきである。	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
17	路上喫煙規制区域の指定	多くの人が行き来する場所では喫煙すべきではないと思うが、国において健康増進法の改正、大阪府においても受動喫煙防止条例の制定がされており、なぜ、今、和泉市が新たに同じような条例を制定するのか。	<p>本市における路上喫煙の現状を見た場合、喫煙者個人にマナー向上を訴えるだけでは事態の改善が難しい状況にあることから、条例の制定により、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものです。</p> <p>また、路上喫煙規制区域の指定については、駅周辺や通行者が多い地域である JR 和泉府中駅及び泉北高速鉄道 和泉中央駅を予定しています。</p> <p>ただし、路上喫煙規制区域の指定により、市民や事業者の皆様の権利を一定制限することから、たばこを吸わない方へ配慮したうえで、屋外喫煙所を整備する予定です。</p>
18	路上喫煙規制区域の指定	和泉市の条例案は他市のように、一方的に喫煙者を排除するようなものではなく、喫煙者のことも考えている条例だと思う。法律や条例により建物内ではほとんどたばこを吸える場所がなくなっているのので外では自由にたばこを吸わせていただきたい。	
19	路上喫煙規制区域の指定	路上喫煙規制区域を指定することは時代の流れでしょうか。問題は喫煙者の締め出しだけになってしまうことが多いことである。適所に複数の屋外喫煙所を設けることにより、「ポイ捨て」や「歩きたばこ」は減ると聞いている。たばこを吸う人にも吸わない人にも配慮した行政を期待している。	
20	路上喫煙規制区域の指定	国、大阪府が受動喫煙対策として法整備をし、喫煙者がまるで有害な煙を吐き出す迷惑者、犯罪者のような扱いをされ、たばこを吸う者の居場所がなくなりつつあり、一方的に我慢を強いられている。	
21	路上喫煙規制区域の指定	多くの人が集まる和泉府中駅及び和泉中央駅を規制区域として予定されているのは、妥当と思う。また吸う人吸わない人の両方に考慮し、屋外喫煙所を整備することは賛成である。	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
22	屋外喫煙所	JR 和泉府中駅及び泉北高速鉄道と泉中央駅は、市民等が多く集散するため指定区域にするものと理解するが、まずは屋外喫煙所を整備し、喫煙マナーの向上に取り組むべきと考える。本条例の概要にあるとおり、路上喫煙規制区域を指定することは、市民等の権利を一定制限することとなるため、慎重に検討するべきと考える。	路上喫煙規制区域内では、一定のマナーを守った喫煙を徹底し、喫煙者と非喫煙者との共存及び分煙を図る観点から、屋外喫煙所を整備する予定です。
23	屋外喫煙所	歩きたばこは危険を伴うこともあり、規制が必要なことは理解できるが、喫煙そのものを禁止することがないよう、喫煙場所を特定した屋外喫煙所の設置を求める。	
24	屋外喫煙所	屋外喫煙所を設置される予定とのことだが、どうしても喫煙を規制するのであれば、必ず喫煙所の設置を願う。	
25	屋外喫煙所	路上喫煙規制区域を指定し、屋外喫煙所を設置することについて、喫煙者として賛成する。屋外喫煙所を設置する際は、目立たない場所ではなく、人目に付く場所に設置するよう希望する。	
26	屋外喫煙所	たばこを吸わない方へ配慮したうえで、屋外喫煙所を整備する予定ということで、安心した。喫煙を規制するのであれば、屋外喫煙所の確保もセットで整備願う。	
27	屋外喫煙所	他市でも路上喫煙防止条例が施行されており、中には一方的に排除し、喫煙者を迫害する条例を可決し施行している市もある。市民の相反する立場を理解し共存できる街づくりをするのが行政の役割であり、和泉市の規制は、人の多い駅前等で規制するものであり理解できます。また、吸う人への配慮から屋外喫煙所を確保するよう願います。	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
28	屋外喫煙所	路上喫煙規制区域を指定する場合は、屋外喫煙所も複数設けていただきたい。喫煙者も市民であり、合法的な嗜好品であるたばこに関して、行政が一方向的に偏った施策を行うのはいかがなものと思う。	<p>本条例は、受動喫煙の健康への危害防止や喫煙そのものを規制するものではなく、市民等が多く集まる場所において、火傷等を防止することにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することが目的となっています。</p> <p>路上喫煙規制区域において、ポイ捨て防止及び路上喫煙の適正化を図るためには屋外喫煙所の確保は必要と考えており、設置場所に関しましては、施設管理者等と慎重に協議のうえ可能な場所に設置していきます。</p>
29	屋外喫煙所	屋外喫煙所を整備することに賛同する。改正健康増進法等の施行に伴い、屋内での喫煙規制が厳しくなることから、屋外喫煙所の必要性が高まるものとする。府も屋外喫煙所の重要性を認識し、整備に向けた検討が進められている。適正な場所に適正な数の屋外喫煙所を整備することは、ルールを守った喫煙に有効な方法である。	
30	屋外喫煙所	人ごみでたばこを吸うかどうかは、正にモラルの問題であって条例まで作って規制すべきものではないと思う。先に駅前に喫煙所をつくって、マナー啓発を行うべきと思う。	
31	屋外喫煙所	人通りの多い道路などで、たばこを吸いながら歩いている人はほとんど見かけない。そのような状況の中で今わざわざ条例を作り、厳しい規制を課す必要はないと考える。たばこを吸う人を一方向的に排除するのではなく、屋外喫煙所を設け、守りやすい条例にしてほしい。	
32	屋外喫煙所	条例は必要ないと思う。喫煙場所は作ってくれるとのことですが、その点はありがたく思う。ただし、10人位は入れる喫煙所を整備願う。	
33	屋外喫煙所	施策として喫煙所を設けるべきではない。屋外であっても、近くを通行する人や風向きなどにより、子どもや妊婦、アレルギー疾患の病弱者などを含め、健康危害を及ぼすことが避けられないと考える。	

No.	意見の分類	ご意見・ご提案の概要	市の考え方
34	今後の予定	望まない受動喫煙を防止するという趣旨には賛成だが、屋内での対策が進むにつれて、屋外で喫煙する人が増えることにより、歩きたばこやポイ捨てが増えるのではないかと懸念している。改正健康増進法の全面施行後の市内の状況をもとに適切な対応を検討すべきではないか。	本条例は、受動喫煙の健康への危害防止や喫煙そのものを規制するものではなく、市民等が多く集まる場所において、火傷等を防止することにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することが目的となっています。条例を制定後、どのくらいの成果があったのかを検証のうえ、最善の施策を検討していきます。
35	光明池運転免許試験場	光明池運転免許試験場内での全面禁煙に伴い、周辺でマナーをわきまえていない喫煙者が近隣マンションの玄関や廊下、階段等で喫煙しており、迷惑となっている。路上喫煙禁止重点取締地域や罰金の看板を試験場周辺に設置していただきたい。	光明池運転免許試験場敷地内での全面禁煙の実施に伴い、試験場周辺での路上喫煙等が増加したと聞いています。本施設の管理者である大阪府と引き続き協議を行い、喫煙者のマナーやモラルの向上を図っていきたいと考えており、現時点では、路上喫煙規制区域に指定する予定はありません。
36	光明池運転免許試験場	光明池運転免許試験場周辺の場所も路上喫煙を禁止にしてほしい。	